

諮問番号：諮問第 79 号

答申番号：答申第 79 号

答申書

第 1 審査会の結論

嘉麻市長（以下「処分庁」という。）が被処分者に対して行った予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づく予防接種健康被害救済給付申請不支給決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。理由は以下のとおり。

- (1) 審査請求人（正確には、審査請求人の保護者）は、厚生労働省に対して本件申請（正確には、平成 28 年 4 月 30 日付の処分庁に対する予防接種健康被害救済給付申請。以下「本件申請」という。）を行ったが、これに対し厚生労働省から不支給とする旨の決定（正確には、処分庁による平成 30 年 12 月 17 日付本件処分）を受けた。厚生労働省はその理由を当該ワクチン接種後から症状の出現までの期間が少なくとも 55 日ある為、予防接種が原因と考えるのは困難であるためとしている。
- (2) しかしながら、定期接種は 3 回目であり、任意接種である 1 回目接種後から腕の痛みや腕があがらない等の症状は出ていた。「予防接種くらいで痛いなんて大げさ」と言われ、3 回とも痛みを我慢した。その他にも原因のわからない多種多様な症状も出現していた。ただ、当時は自治体からの強い接種の勧めがあったものの、子宮頸がんワクチンの副反応については詳しく知らされておらず、接種を受けた病院においても「少しでも痛みがあれば、すぐに受診するように。」といった注意喚起も行われていなかったなど、ワクチン接種に関する行政の適切な情報発信もなされていなかった。そのため、ワクチンと症状を結びつける発想は全く無く、受診が遅れたに過ぎない。

3 回目接種後、現在に至っても通院が続いている状態である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は法令の規定に沿って適切に行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人は本件処分の名宛人ではないため、審査請求人に不服申立適格があるか、また、処分庁が行った本件処分は法令等に基づき適法・妥当に行われているかという点にあるので、以下判断する。

1 不服申立適格について

(1) 行政不服審査法第2条に定める「処分に不服がある者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、「法律上保護された利益」とは、行政法規が私人等権利主体の個人的利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている利益であって、それは、行政法規が他の目的、特に公益の実現を目的として行政権の行使に制約を課している結果たまたま一定の者が受けることとなる反射的利益とは区別されるべきものとされている。

(2) 本件審査請求における法第15条第1項の「定期の予防接種等を受けた者」とは、審査請求人であることは明らかである。

(3) 本件申請は、給付の対象者である審査請求人を申請者とはしておらず、その結果、本件処分も審査請求人ではなく申請者を名宛人として行われているが、審査請求人に対する医療費・医療手当の給付を求めるものであることは明らかである。

(4) よって、審査請求人は、本件申請に係る医療費・医療手当の支給の利益を受けべき者であり、また、本件処分による医療費・医療手当の不支給によって利益を侵害されるものであるといえるため、「法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者」に該当し、本件審査請求の不服申立適格を有するものと認められる。

2 本件処分の適法性・妥当性について

(1) 予防接種と疾病、障害又は死亡との医学的な因果関係の認定については、極めて高度な医学的知識を必要とし、また、全国的に同一水準で公平に判断されるべきものであることから、法第15条第1項において厚生労働大臣の認定に係らしめてい

るものと理解される。

(2) 処分庁は、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について(昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知)」第10に基づき設置している嘉麻市予防接種健康被害調査委員会からの調査報告を受けた上で、法第15条第1項に基づき厚生労働大臣に請求書を提出したところ、厚生労働大臣から認定できない旨の通知を受け、それに基づいて本件処分を行ったものと認められ、違法又は不当な点は見当たらない。

3 その他

本件審査請求は、あくまでも処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点がないかを争うものであり、厚生労働大臣が行った法第15条第1項に基づく不認定の決定は、処分庁の処分を実質的に決定するものであると評価できるものの、本件審査請求における審理の対象ではないと考えられる。

しかし、厚生労働大臣が行った不認定の決定に違法又は不当な点がある場合は、本件処分に違法又は不当な点がないかの判断にも影響することも否定できない。そこで、念のため、厚生労働大臣が行った不認定の決定についても、違法又は不当な点があるかを検討する。

厚生労働大臣は法第15条第1項の認定に当たっては、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第9条に定める疾病・障害認定審査会の意見を聴かなければならないとされている(法第15条第2項)ため、審理員は厚生労働大臣に当該審議の状況を確認できる資料の提出を求めたところ、第120回及び第126回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種分科会議事録(抜粋)が提出された。

これらの提出資料から、疾病・障害認定審査会感染症・予防接種分科会(以下「分科会」という。)においては、委員から

・「3回目以降の症状が特に問題はないところで、かなり間隔をおいてから一連の症状が継続的になったもので、もしその1か月ということを考えると、直接要因としない整理の仕方を通常している」

・「こういうふうな頭痛とか、そういう交感神経系の症状に絡んでいるようなものというのは、他の妥当な理由があつたら、これは否認にすべきではないかと私は思っています」

・「何かちょっと間が空いているので、直接的な要因ではないように思いますし、(中

略) ワクチンによって起こったと考えるのに少し無理があるのかなど」
との意見がそれぞれ述べられ、これらの意見に反対する意見は述べられていないことが確認できる。

その結果、分科会は審査請求人に係る認定について否認と判定したことが認められ、厚生労働大臣は当該判定に基づき審査請求人に係る申請は認定できないと判断したことが認められる。

以上のとおり、分科会における審議及び厚生労働大臣による審査に違法又は不当な点は認められない。

その他本件処分について違法又は不当な点は見当たらない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年12月5日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和2年1月14日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、審査請求人は本件処分の名宛人ではないため、審査請求人に不服申立適格があるか、また、処分庁が行った本件処分は法令等に基づき適法に行われているかという点にあるので、以下判断する。

1 不服申立適格について

(1) 行政不服審査法第2条に定める「処分に不服がある者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、「法律上保護された利益」とは、行政法規が私人等権利主体の個人的利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている利益であって、それは、行政法規が他の目的、特に公益の実現を目的として行政権の行使に制約を課している結果たまたま一定の者が受けることとなる反射的利益とは区別されるべきものとされている。

(2) 本件審査請求における法第15条第1項の「定期の予防接種等を受けた者」とは、

審査請求人であることは明らかである。

- (3) 本件申請においては、給付の対象者である審査請求人が申請者にはなっていない。その結果、本件処分も審査請求人ではなく申請者を名宛人として行われている。しかし、そもそも本件申請は、審査請求人に対する医療費・医療手当の給付を求めるものであることは明らかである。
- (4) よって、審査請求人は、本件申請に係る医療費・医療手当の支給の利益を受けるべき者であり、また、本件処分による医療費・医療手当の不支給によって利益を侵害されるものであるといえるため、「法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者」に該当し、本件審査請求の不服申立適格を有するものと認められる。

2 本件処分の適法性について

- (1) 予防接種と疾病、障害又は死亡との医学的な因果関係の認定については、極めて高度な医学的知識を必要とし、また、法に基づく制度の運用においては、全国的に同一水準で公平に判断されるべきものであることから、法第15条第1項において厚生労働大臣の認定に係らしめているものであり、処分庁にはこの点につき裁量の余地はないものと理解される。
- (2) 処分庁は、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について（昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知）」第10に基づき設置している嘉麻市予防接種健康被害調査委員会からの調査報告を受けた上で、法第15条第1項に基づき厚生労働大臣に請求書を提出したところ、厚生労働大臣から認定できない旨の通知を受け、それに基づいて本件処分を行ったものと認められ、違法又は不当な点は見当たらない。
- (3) 本件審査請求は、あくまでも処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点がないかを争うものであり、厚生労働大臣が行った法第15条第1項に基づく不認定の決定は、本件審査請求における審理の対象ではないと考えられる。

しかし、厚生労働大臣が行った不認定の決定は、処分庁の判断を実質的に拘束するものであるといえることから、この決定についても、違法又は不当な点がないかを検討する。

厚生労働大臣は法第15条第1項の認定に当たっては、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第9条に定める疾病・障害認定審査会の意見を聴かなけれ

ばならないとされている（法第15条第2項）。当該審議の状況について、第120回及び第126回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種分科会議事録（抜粋）を当審査会においても見分したところ、疾病・障害認定審査会感染症・予防接種分科会（以下「分科会」という。）においては、実質的な審議が行われたことが確認できる。

その結果、分科会は審査請求人に係る認定について否認と判定したことが認められ、厚生労働大臣は当該判定に基づき審査請求人に係る申請は認定できないと判断したことが認められる。

医学的判断については本審査会の審議の及ぶところではないが、以上のとおり、分科会における審議及びそれに基づく厚生労働大臣による審査の過程に、明らかに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 谷本 拓也

委員 樋口 佳恵